

違法アップロード、ダウンロードに関する著作権法改正による消費行動の変化について

蛭田大智 (22011282dh@tama.ac.jp)

1. はじめに

現在、インターネット上で海賊版といわれる違法にアップロードされた、漫画、音楽、映像が大きな問題となっている。特に「漫画村」による漫画のタダ読みができるサイトによって漫画家、出版社に多大なる損害を出したとして、令和2年著作権法が改正されるまでの大きな問題とされている。例えば「漫画村」を筆頭に海賊版サイトの存在が影響され、著作権法が改正された。以前にも同じように問題となった音楽の違法ダウンロードができる海賊版サイトが登場した際、このサイトの登場により、著作権法の改正と音楽の月額制のサブスクリプションサービスが登場するといった前例も存在している。著作権法の改正によって様々な海賊版サイトへの対策としてリーチサイトといった違法アップロードをしているサイトへの誘導するサイトに関しても厳しい罰則が与えられるようになった。

本研究の目的は、このような規制から、作品の作者や出版社の損害を少なくしようとしているが、法の施行にはどのような効果があったのか、また改正が影響し市場はどのように変化していったのかを論文や調査データ等から研究していく。

2. 研究方法

現在明らかになっている著作権法によって得られた成果等から分析していく。論文を始めとして、調査データや消費状況調査などといったデータから、著作権法の効果と市場の変化を研究していく。

3. 結果と分析

現在行っている先行研究の内容について、日本機械学会誌2013年8月のものに掲載されている内容として24・3 違法ダウンロードの刑事罰化(24.法工学,<特集>機械工学年鑑)にて、著作権法の違反に万引きと同様の量刑を科すべきという世論が出ていた。この世論に着目し、一般の大学生を対象として違法ダウンロード等の行動に対する量刑の意識を調査した。結果としては、違法ダウンロードが万引きと比べ半年短い懲役刑を求める結果となった。有機物の窃取である万引きと比べ、無形物であるため窃取が容易である点により、道徳的ハードルが低いことが理由となっていると明らか

かにしている。このことから、万引きと同程度の量刑が科せられることは市民の意識からすると難しいことが分かる。

次に、漫画の定額配信サービスの可能性という田中辰雄の論文の内容では、田中は「漫画村」には漫画の定額配信サービスの潜在的需要があることに着目し、アンケートをとり分析を行った。結果として、漫画の定額配信サービスの支払意志額から全ての出版社の作品が読めることを消費者側は重要視していることが分かった。全ての出版社の漫画を読めるサービスには、毎月多くの漫画を購入しているユーザーは減少するものの、今まで購入してこなかったユーザーが定額配信サービスの顧客となることで総売り上げは増加することが明らかになった。

さらに、漫画配信サービスはユーザーが全ての出版社の作品を読めるということに重要性をおいており、現在の各出版社ごとの定額配信サービスでは大きな購買行動は変化しないことが分かった。販売者側からは、定額配信サービスによって多くの漫画を購入しているユーザーの減少が起きる可能性が高いが、今まで漫画を購入してこなかった新たなユーザーを取り込める可能性が漫画定額配信サービスには存在していることが分かった。

4. 今後の課題

現在、先行研究は終了したため、今後は本格的な執筆に入っていきたいと考えている。

参考文献

[ja\(jst.go.jp\)](http://ja.jst.go.jp) 違法ダウンロードに対する量刑判断—「万引き」との比較から—
松木 祐馬 西川 開 向井 智哉
[漫画の定額配信サービスの可能性\(jst.go.jp\)](http://ja.jst.go.jp)
田中 辰雄